

地縁団体認可申請の手引き

令和3年9月

知多市市民協働課

目 次

	ページ
1 はじめに	1
2 認可の要件	1
3 総会の議決	2
4 認可の申請	2
5 地縁団体の認可	3
6 地縁団体の認可の告示	3
7 告示事項証明書の交付請求	3
8 規約変更の認可の申請	3
9 規約変更の認可	4
10 告示事項の変更の届出	4
11 認可の取消し	4
12 地縁団体の留意事項	4
13 認可申請手続きの流れ	6
14 規約及び告示事項変更手続きの流れ	7

〔記載例・参考資料等〕

第1号様式 認可申請書	9
第2号様式 構成員の名簿	10
第3号様式 活動状況報告書	11
第4号様式 代表者就任承諾書（地縁団体の代表者に関する書類）	12
第7号様式 規約変更認可申請書	13
第8号様式 規約変更の内容及び理由	14
第9号様式 告示事項変更届出書	15
第10号様式 地縁団体告示事項証明書交付申請書	16
地縁による団体規約例	17～23
総会議事録例	24～25

地縁団体の認可申請手続き

1 はじめに

平成3年に地方自治法が改正され、これまで任意の団体であった自治会、町内会等が、市町村長の認可を得ることによって、法律上の権利能力を有する法人として認められることになりました。

このようにして認められた団体を「認可を受けた地縁による団体（略称「認可地縁団体」）」とといいます。

2 認可の要件

認可地縁団体となるためには、次の要件を満たしていなければなりません。

- (1) 認可地縁団体になろうとする自治会、町内会等は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることが必要です。
- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていることが必要です。この区域は、その団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければなりません。
- (3) 認可地縁団体は、その区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができ、現にその相当数の者が構成員となっていなければなりません。
- (4) 次の項目が記載されている規約を定めなければなりません。

ア 目的

認可地縁団体としての権利能力の範囲が明確にわかるよう、活動内容が具体的に定められている必要があります。

イ 名称

ウ 区域

エ 主たる事務所の所在地

特に事務所を設けていない場合は、代表者の自宅や集会施設の所在地でも構いません。

オ 構成員の資格に関する事項

区域内に住所を有する個人が、年齢、性別等を問わず、すべて地縁団体の構成員となり得ること及び正当な理由がない限り区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを定めていなければなりません。

カ 代表者に関する事項

キ 会議に関する事項

ク 資産に関する事項

3 総会の議決

認可の申請を行うためには、総会において認可を申請する旨の議決が必要になります。

4 認可の申請

総会において認可を申請する旨の議決を得た団体の代表者は、認可申請書（第1号様式・規則様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければなりません。

(1) 規約

町内会の規約を現に定めている場合には、「2 認可の要件(4)」に記載されている事項がもれなく規定（「地縁団体規約記載例」参照）されていなければなりません。万一欠けている事項がある場合には、規約の改正が必要です。

(2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

総会の議事録の写しに、議長が原本証明したもので構いません。（「総会議事録例」参照。）

※議事録は、申請者を代表者に選出する旨の議決内容が含まれていることも必要です。

(3) 構成員の名簿（第2号様式）

構成員全員の氏名及び住所が記入されているものであれば、他の様式でも構いません。

(4) 活動状況報告書（第3号様式）

活動日付、活動内容、参加者の概要等できるだけ詳しく記載してください。

総会に提出した事業報告書を利用しても構いません。

(5) 申請者が代表者であることを証する書類（代表者就任承諾書、第4号様式）

なお、このほかに区域図として、住宅地図等に境界線を記入し、地縁団体の区域を明確にした図面も添付してください。

令和3年5月26日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の第一条で地方自治法の一部改正が行われ、令和3年11月26日から、不動産等の権利の保有及び保有予定の有無に関わらず認可が可能になりました。

5 地縁団体の認可

市長は、認可の要件を満たした地縁団体から申請があったときは、認可するとともに、その旨を申請者に通知（第5号様式）します。

6 地縁団体の認可の告示

市長は、地縁団体からの申請に基づいて認可したときは、その旨を告示（第6号様式）し、地縁団体台帳（第11号様式・規則様式）に記入します。

認可を受けた地縁団体は、告示があるまでは第三者に対抗することができません。

7 告示事項証明書の交付請求

告示された事項の証明が必要な場合は、これを市長に請求することができます。この証明の申請は、地縁団体告示事項証明書交付申請書（第10号様式）を提出し、手数料の納付（1通につき200円）が必要になります。

8 規約変更の認可の申請

認可地縁団体の代表者は、規約に変更があるときは、規約変更認可申請書（第7号様式・規則様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請し、認可を受けな

ければなりません。

- (1) 規約変更の内容及び理由を記載した書類（第8号様式）
- (2) 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録）

9 規約変更の認可

地縁団体の規約を変更するときには、変更について市長の認可を受けなければ第三者に対抗することが出来ません。市長は、申請に基づいて規約変更の認可をしたときは、その旨を申請者に通知します。

10 告示事項の変更の届出

認可地縁団体の代表者は、告示された事項に変更（代表者の再任を含む。）があったときは、告示事項変更届出書（第9号様式・規則様式）に、告示された内容に変更があった旨を証する書類を添えて市長に届け出なければなりません。

市長は、告示内容の変更の届出を受けたときは、変更のあった事項について告示します。それまでは、変更のあった内容について第三者に対抗することはできません。

11 認可の取消し

「認可の要件」のいずれかを欠くこととなったとき又は不正な手段によって認可を受けたことが判明したときは、認可地縁団体の認可が取り消されることがあります。

12 地縁団体の留意事項

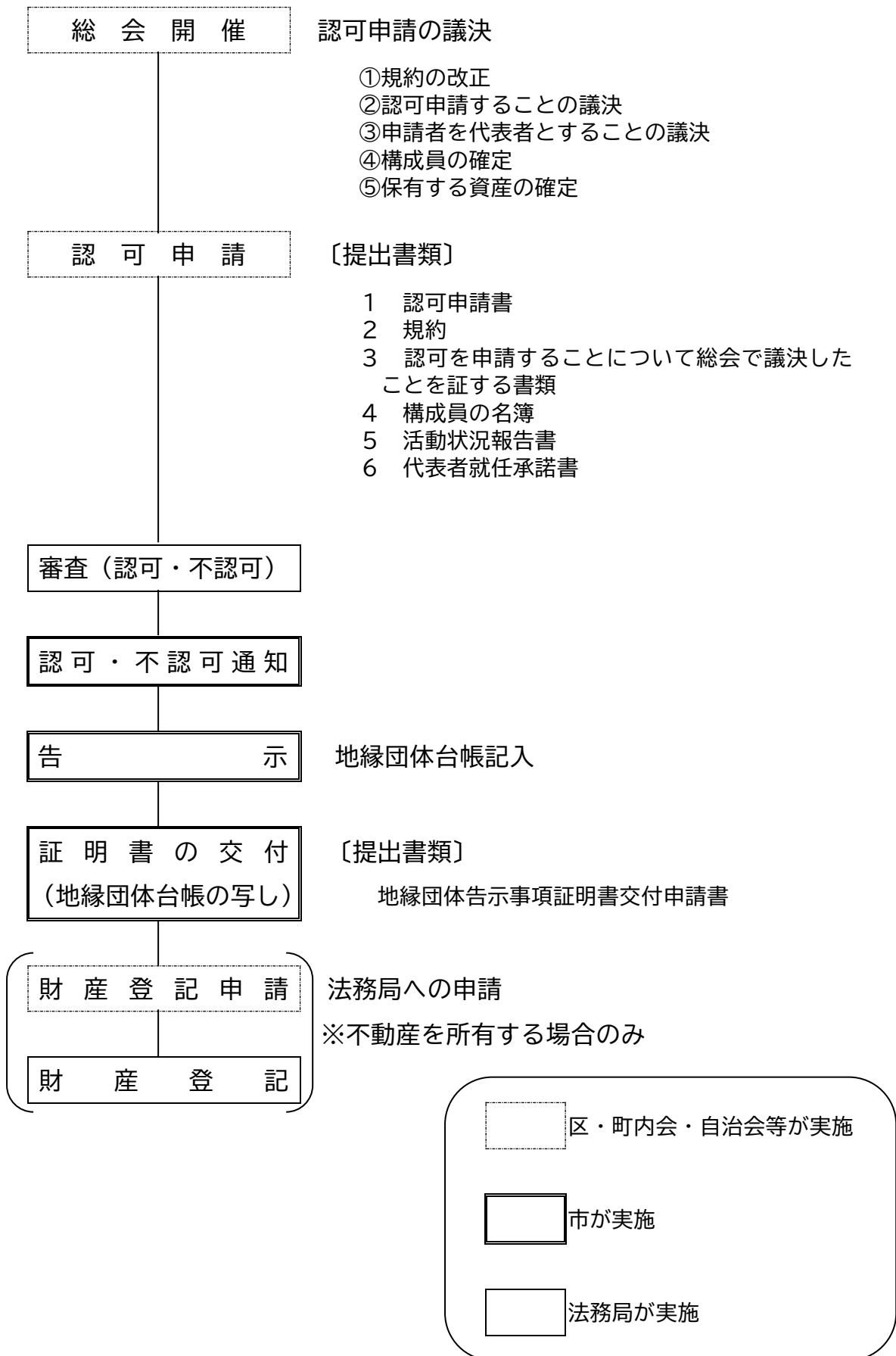
- (1) 認可地縁団体の構成員は、その区域内に住所を有する個人に限られていますが、様々な支援を受ける関係から、区域内に住所を有する法人、組合等の団体が賛助会員等になることは、差し支えありません。
- (2) 認可地縁団体は、特定の政党のために活動してはいけません。
- (3) 認可地縁団体は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものであり、営利活動等（営利活動や農林水産業に関

する活動等)を行うことを目的とするものではありません。

(4) 認可地縁団体が、仮に本来の活動に付随して営利活動等を行う場合においても、規約に定める目的を達成させるために必要な限りにおいて行うものとしなければなりません。

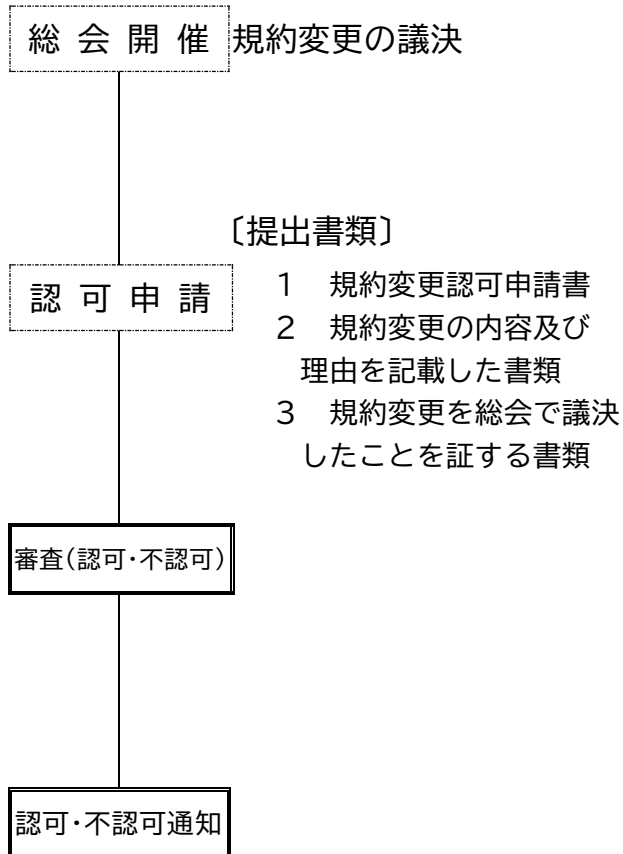
(5) 認可地縁団体は、その活動を行うに当たっては、地域における農業協同組合や商工会等公共的団体の活動を尊重し、これらとできる限り連携を図ることに努めなければなりません。

13 認可申請手続きの流れ

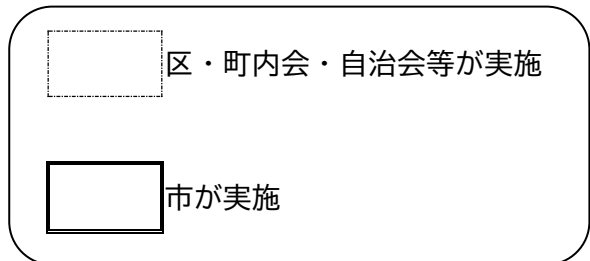
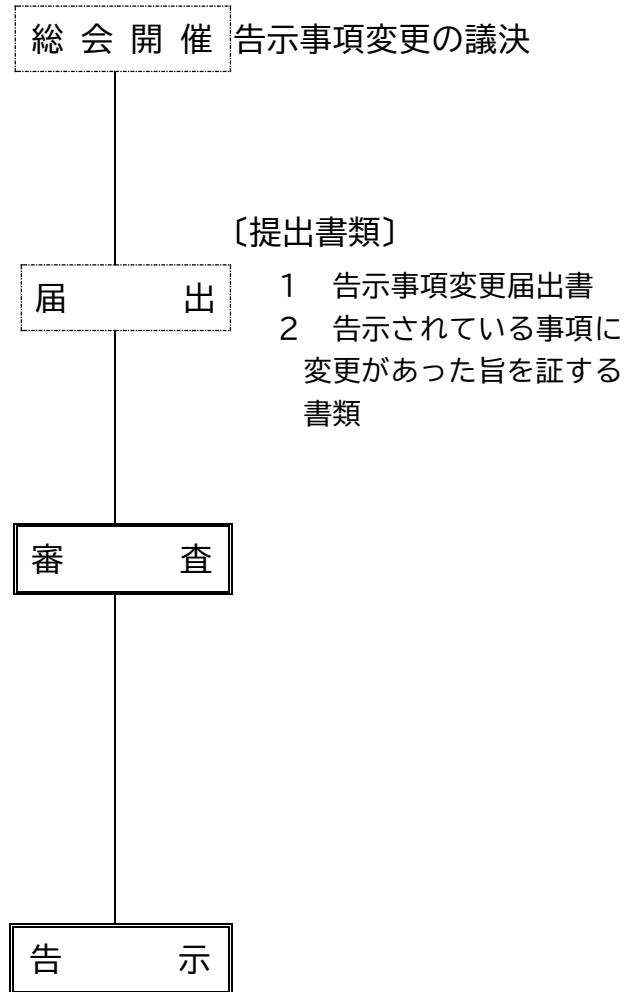


14 規約及び告示事項変更手続きの流れ

《規約変更の場合》



《告示事項変更の場合》



地縁による団体の主要税目の課税関係について

「自治会、町内会等法人化の手引き」 地縁団体研究会編集 ぎょうせい

P.53より抜粋

税目		認可前の地縁団体	認可を受けた地縁団体
国 税	法人税（法人臨時特別税を含む。）	人格なき社団として収益事業のみ課税	公益法人とみなされ収益事業のみ課税
	（税率）	普通法人と同じ	普通法人と同じ
	（寄付金損金不参入）	普通法人と同じ扱い	普通法人と同じ扱い
	消費税	人格なき社団として法別表3の法人と同じ扱い	法別表3の法人とみなす
地 方 税	法人県民税	人格なき社団として収益事業のみ課税	法人税法上公益法人とみなされ収益事業のみ課税
	法人市民税	同上	同上
	法人事業税	同上	公益法人並びで収益事業のみ課税
	事業所税	人格なき社団として収益事業以外の事業に係る事業所床面積等に対しては非課税	公益法人並びで収益事業以外の事業に係る事業所床面積等に対しては非課税